

第3章

会計方針の変更、減損、連結等に注意 中間会計基準等の概要と 今四半期の実務の留意点

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士 平川 浩光

ことに留意する必要がある。

【この章のエッセンス】

● 中間会計基準等は、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に四半期会計基準等の会計処理および開示を引き継いでいる。

● 第1四半期決算短信の四半期財務諸表等は、現行の四半期会計基準等が参照されるため、基本的に現行の四半期財務諸表等の作成実務が継続される。

● 第1四半期においては、監査人のレビューを受けない場合でも、中間決算に引き継がれる第1四半期の会計処理および第1四半期に実施しておくべき会計処理を適切に行う

はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)において、金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、改正後の金融商品取引法上の半期報告書制度に対応する会計基準等について検討が行われ、2024年3月22日に、次の会計基準等(以下、「中間会計基準等」という)が公表された。

・企業会計基準33号「中間財務諸表に関する会計基準」(以下、「中間会計基準」という)

・企業会計基準適用指針32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、「中間適用指針」という)

(※) なお、2024年3月22日に、日本公認会計士協会から、会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案が公表されている。

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律79号)が成立し、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)が廃止され、開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することとされた。

これにより改正後の金融商品取引法上は半期報告書において中間連結財務諸表または中間個別財務諸表

(以下、あわせて「中間財務諸表」という)が開示されることになるため、当該中間財務諸表に係る会計処理および開示に関する取扱いが定められたものである。

3月決算会社においては、2024年9月の中間決算から適用されるものであるが、この新しい中間会計基準等が適用されることも踏まえて、2024年6月の第1四半期決算を行うことになる。このため、本章では、まず中間会計基準等の概要を解説するとともに、2024年6月第1四半期決算における会計上の留意点を解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

適用範囲

中間会計基準等は、改正後の金融商品取引法に従い、新たに中間財務諸表を作成する企業に適用される。具体的には、次の会社が半期報告書制度に基づき作成する中間財務諸表(改正後の財規等^(注)における第一種中間財務諸表)に適用される(中間会計基準4項)。

・金融商品取引法24条の5第1項の